

防まちチャレンジウォーク2021を開催しました

地区内に設置された各ポイントで5種類の動画を視聴してクイズに答えることで、地域の防災について学んでいただくイベント「防まちチャレンジウォーク2021」を開催しました。

【開催期間】令和3年10月9日～23日
【動画閲覧数】440回
【ブース参加者数】169人



動画で防災まちづくりに関わる情報をご紹介しました

A 首都被災 CG映像
～木密地域に潜む災害のリスク～



B 防災まちづくり事業について
危険なブロック塀等の撤去を促進



C 避難拠点とは



D 阪神淡路大震災の被災体験



(協力) 練馬区<防災・安全>教育推進協議会
心のあかりを灯す会

E 地域の防災活動(防災会)



(協力) 練馬田柄町会

動画は、以下のQRコードでご覧いただけます。



防まち情報ブースを出展しました

「防まち情報ブース」では、動画やパネルのほか、延焼シミュレーションや消火器訓練など、体験型のコーナーを通じて、防災についての情報を広く発信しました。



期間：10月22日・23日 場所：田柄中央児童公園（くじら公園）

お問い合わせ先

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係（本庁舎15階）

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話：03-5984-1303 FAX：03-5984-1225 E-mail：BOUMACHI@city.nerima.tokyo.jp

※このお知らせは、防災まちづくり推進地区内にお住いのみなさまに配付するほか、土地・建物の所有者様に郵送（登記簿上の住所）させていただいております。地区内で、お住いの戸の所有者様が別にいらっしゃる場合、お知らせが届いていない可能性があるため（登記簿上の住所以外にお住まいの場合等）、お手数ですが所有者様にもお知らせくださいようお願いいたします。



「防災まちづくり事業」の
ホームページはこちら

防災まちづくりニュース

第6号
田柄地区版
令和3年
(2021年)
12月発行

「防災まちづくりニュース」は、地域の防災性向上に関する取組みの情報を、地域の皆さんにお知らせするため、令和2年度から発行しています。

防まちチャレンジウォーク2021大盛況でした!!



10月9日から23日にかけて、地区をめぐりながら動画視聴を通じて防災について学んでいただく啓発イベント「防まちチャレンジウォーク2021」を開催しました。イベント期間中に田柄中央児童公園（くじら公園）に設置した「防まち情報ブース」には、169名の方にご来場いただきました。

防まちチャレンジウォークの実施状況は最終ページへ



おしらせ オープンハウス形式の説明会を開催します



オープンハウスとは

来場された皆さんに、説明パネルの展示と合わせ、担当者が対話形式で説明するものです。

【開催日時等】

令和4年 1月21日(金)17時～20時
[1階 会議室2、3]

令和4年 1月22日(土) 9時～12時
[2階 レクルーム]

【会場】田柄地区区民館

（練馬区田柄3丁目28-13）



- 事前予約は不要です。
- 開催時間中は入退場自由です。
- ご都合の良い時間にお越しください。
- ※両日とも同じ内容で開催します。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 新型コロナウイルス対策として、換気や検温、消毒などの対策を講じて開催いたします。参加者の皆さんには、マスクの着用などの対策をお願いいたします。
- 混雑の状況に応じて、入場をお待ちいただくことがあります。
- 感染症の状況によっては、開催延期等の対応をとる場合があります。

オープンハウス以外でも、新たな防火規制の区域指定案について閲覧や意見の受け付け（様式自由）を行っています。

期間	令和4年1月11日（火）～2月1日（火） 午前8時30分～午後5時15分（土日を除く）
場所	防災まちづくり課（練馬区役所本庁舎15階） ※区ホームページでもご覧になれます。

燃え広がらないまちに向けた取り組み

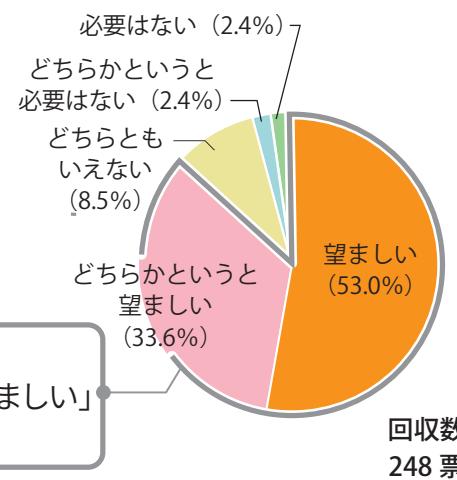
－新たな防火規制の導入に向けて－

前号の「地域の防災性に関するアンケート」
の結果を紹介します

質問

田柄地区が
震災や火災に対して、
安全だと思いますか？

約6割の方が
「不安に思う」と
回答されました



質問

田柄地区における「新
たな防火規制（燃えに
くい建物を増やすル
ール）」の導入について、
どのようにお考えですか？

9割近くの方が
「(どちらかといふと) 望ましい」と回答されました

自由意見

建物が密集していて、燃え広がりが心配



スピード感を持って
新たな防火規制の導入を
進めてほしい



通学路のブロック塀の
撤去を促進すべき



古い住宅、空き家、狭い道
が多く、不安を感じる



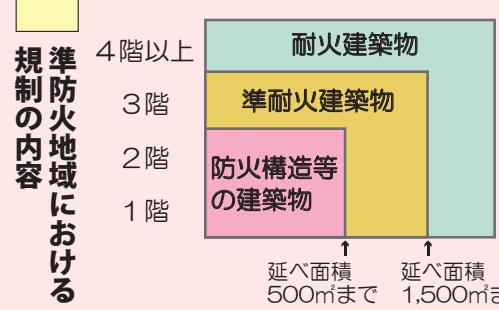
アンケートへのご協力、
ありがとうございました。

新たな防火規制とは

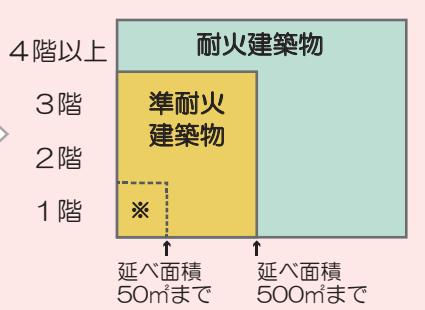
新たな防火規制とは、建替えや新築に合わせて、燃えにくい建物（準耐火建築物、耐火建築物）を増やし、地区全体の不燃性を向上させるためのルールです。（東京都建築安全条例第7条の3に基づく制度）

新たな防火規制を導入した場合

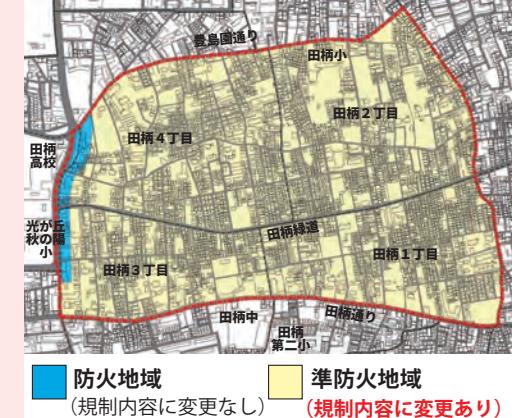
現在



新たな防火規制を導入した場合



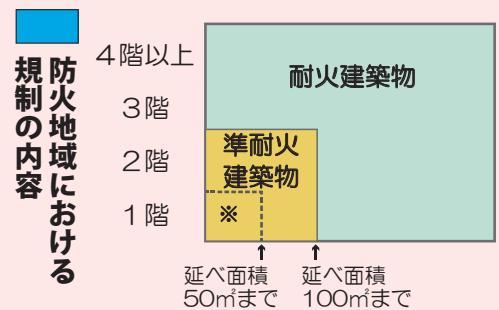
田柄地区



※ 延べ面積が50m²以内の平屋建の付属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のものならば建築可能

(規制内容に変更なし)

規制の内容 防火地域における

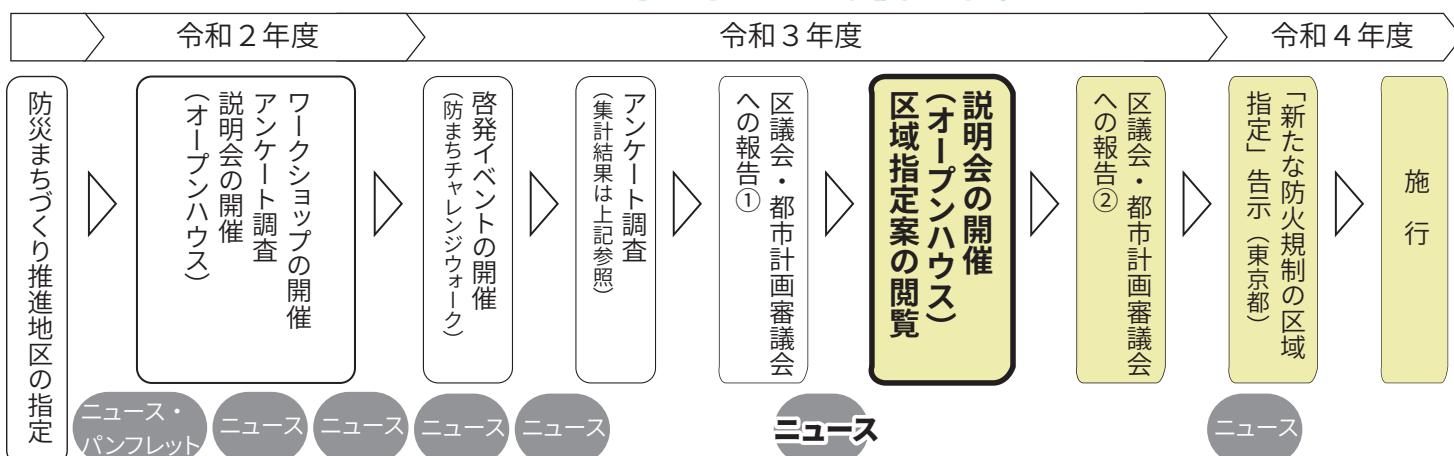


新たな防火規制を導入した場合、
準防火地域における規制が強化されます。

新たな防火規制の導入に向けて取り組みます

- これまで練馬区では、地域住民の皆さまの意向把握や意見交換、地区の現状や課題についての検討を進めてきました。
- 今後、本地区の燃え広がりによる延焼被害を抑制し、地域住民の皆さまの生命と財産を守るために、地区全域への「新たな防火規制」の導入（区域指定）に向けた手続きを進めていきます。
- オープンハウス形式の説明会等を通じて、その内容について更なる周知を図ってまいります。

新たな防火規制の導入に向けたこれまでの取り組みと今後の予定



建築物に求められる耐火性能



新たな防火規制を導入した場合、燃えにくい建物を増やすことにより、避難の時間や消防活動の時間を確保するとともに、お隣りへ火を移さない、お隣りから火をもらわないようにして、地区全体の燃え広がりを抑制する効果が期待できます。